

令和5年3月1日

治山林道課長

快適トイレの積算方法の変更について（通知）

このことについて、土木部では令和5年2月21日付け4高技管第522号で技術管理課長から通知されています。

林業振興・環境部が発注する森林土木工事においても、下記のとおり準用することとしますので通知します。

なお、本通知に伴い、令和4年2月22日付け3高治林第1014号「快適トイレの導入について（通知）」は廃止します。

記

1 対象工事

- (1) 請負対象金額（税込）1千万円以上の工事
- (2) 請負対象金額（税込）1千万円未満の工事で、受注者から設置の希望があった工事

2 対象外工事

受発注者の協議により、快適トイレの手配が困難と認めた工事

3 特記仕様書への記載

対象工事を発注する場合は、「（別添1）特記仕様書」に示す内容を記載すること。

4 積算方法

快適トイレの計上費用は、これまで受注者の見積りを基に算出していましたが、今後は、「（別添2）積算方法」により設計単価を計上することとする。

5 配慮事項

建設現場で働く女性の活躍をサポートするため、可能な限り「（別紙）快適トイレの導入にあたっての配慮事項について」によること。

6 適用

令和5年3月1日以降に積算する工事